参議院議員通常選挙 7月10日(日)

※この記事は参議院議員通常選挙を6月22日公示、7月10日を投票日と想定した記事です。 投票日等が変更となった場合は、広報ひろさき7月1日号でお知らせします。

参議院議員通常選挙は、私たちの声を国政に反映 させるための大切な選挙です。忘れずに投票に出掛 けましょう。

▼投票時間 午前7時~午後8時(一部の投票所は 午後6時まで/期日前投票所と共通投票所は投票時 間が異なります)

▼投票方法 今回の選挙は、まず選挙区選挙の投票をし、次に比例代表選挙の投票を行います。選挙区 選挙は、投票用紙に「候補者氏名」を記載して投票 します。比例代表選挙は、政党などが届け出た名簿 登載者の「候補者氏名」または「政党名」のどちら かを記載して投票します。

■問い合わせ先 選挙管理委員会事務局 (〒 036-8551、上白銀町1の1、市役所6階、☎ 35-1129)

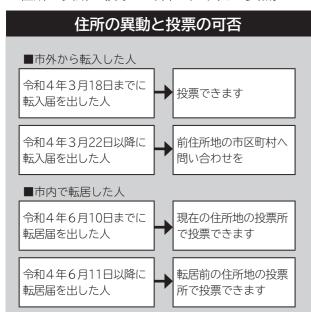


●選挙資格

▼年齢要件 平成 16 年 7 月 11 日までに生まれた人

▼**住所要件** 令和4年3月18日以前から引き続き弘前市に住んでいる人

※住所の異動と投票の可否は、下表を参照。



●投票所入場券

6月10日現在の住所で作成し、6月22日以降に郵送します。圧着式のはがき1枚につき2人分まで印刷しています。入場券が届かなかったり、紛失したりした場合でも、本人確認により投票できますので、投票所の係員に申し出てください。

●選挙時の感染症対策について

有権者の皆さんが安心して投票ができるよう、 選挙時に新型コロナウイルス感染症対策を実施し ます。マスク着用、咳エチケット、手指の消毒な どのご協力をお願いします。

投票所には投票用紙記載用の使い捨て鉛筆を用意します(通常の鉛筆もありますので必要な人は申し出を)。持参した筆記用具の使用も可能です。 ※投票用紙の素材の性質上、ボールペンを使用するとインクがにじむ可能性があります。鉛筆もしくはシャープペンシルの使用をお願いします。

●混雑を避けるために

期日前投票者数は、投票日直前の2日間は特に 増加する傾向があります。当日投票者数は、午前 中または午後5時ごろ増加する傾向にあります。 できるだけ空いている日・時間帯に投票を。

●期日前投票

仕事や用事などで投票日に投票できない人は、次のとおり期日前投票ができます。

投票期間	6月23日(木)~7月9日(土)						
投票場所	弘前市役所 (上白銀町) 前川新館1階市民ギャラリー	岩木庁舎 (賀田1丁目) 1階	相馬庁舎 (五所字野沢) 交流コーナー	総合学習センター (末広4丁目) 1階中会議室	ヒロロスクエア (駅前町) ヒロロ3階多世代交流室2		
投票時間	午前8時30分 ~午後8時	午前8時30分~午後6時			午前 10 時 ~午後 8 時		
注意事項	①住んでいる地域に関係なく、上記のどの投票所でも投票できます。 ②受け付けの際、投票所に当日行けない理由を記入した「宣誓書」の提出が必要です。「宣誓書」は投票所入場券下部にある欄に記入するか、期日前投票所の受付にも用意します(来場前の宣誓書記載にご協力を)。 ③投票所によって投票時間が異なりますので、注意してください。 ④投票所入場券が届いている場合は、持参してください。 ⑤ヒロロスクエアで投票する際はヒロロ駐車場(1時間無料)をご利用ください。						

●共通投票所

共通投票所を次のとおり開設します。投票日当日 (7月10日) に投票する人は、投票所入場券に記載の指定投票所または共通投票所のどちらかで投票ができます。ぜひご利用ください。

開設日	7月10日(日)※投票日当日				
投票場所	ヒロロスクエア(駅前町) ヒロロ3階 多世代交流室2				
投票時間	午前9時~午後8時				
注意事項	①住んでいる地域に関係なく、どなたでも投票ができます。 ②投票の際はヒロロ駐車場(1 時間無料)をご利用ください。				

●不在者投票(滞在地での投票)

仕事や用事などで投票日に市外に滞在し、期日 前投票もできない人は、不在者投票ができます。

希望する人は、「不在者投票請求書兼宣誓書」 に必要事項を記入の上、投票用紙等の請求手続き を。様式は選挙管理委員会事務局および岩木・相 馬総合支所の同事務局分室に用意しているほか、 市ホームページからダウンロードできます。郵送 や代理人による手続きも可能です。

手続きをした人には、滞在地へ投票用紙などを 郵送しますので、滞在地の選挙管理委員会で投票 してください(郵送期間の関係上、早めの手続き や投票をお願いします)。

●特例郵便等投票(新型コロナウイルス感染症の 患者等の投票)

新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等をしている人で、一定の要件に該当する人は、「特例郵便等投票」ができます。希望する人は「特例郵便等投票請求書」に署名の上、「外出自粛要請、又は隔離・停留の措置に係る書面」を添付して、7月6日(水・必着)までに、選挙管理委員会事

務局へ郵便等で投票用紙等を請求してください。 詳細は市ホームページに掲載しています。

※投票用紙等を請求する前に、選挙管理委員会事務局に連絡を/濃厚接触者の人は対象外です。

●在宅投票

重度の身体障がいなどで、「郵便等投票証明書」を持っている人は、郵便等による不在者投票ができます。該当者は、身体障害者手帳か戦傷病者手帳を持っている人で下表の障がいのある人、または介護保険被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の人です。

		障害の程度		
身	障害名	1 級	2級	3級
体 障	両下肢、体幹、 移動機能の障害	0	0	/
富者手帳	心臓、じん臓、 呼吸器、ぼうこう、 直腸、小腸の障害	0	-	0
	免疫、肝臓の障 害	0	0	0

		障害の程度				
戦傷病者手帳	障害名	特別 項症	第1 項症	第2 項症		
	両下肢、体 幹の障害	0	0	0	/	
	心臓、じん 臓、呼吸器、 ぼうこう、 直腸、小腸、 肝臓の障害	0	0	0	0	

「郵便等投票証明書」の交付を受けていない人で、新たに交付を希望する人は、身体障害者手帳、 戦傷病者手帳、介護保険被保険者証のいずれかを 持って(代理人可)、7月6日(水)までに選挙 管理委員会事務局で手続きをしてください。

●選挙公報

候補者の経歴・政見や、比例代表選挙の政党な どの政策を掲載した選挙公報を、投票日の2日前 までに各世帯へ配布します。市役所、岩木・相馬 庁舎、各出張所などの公共施設にも備えますので ご利用ください。

●投票所の変更

投票所がこれまでと変更になることがあります ので、投票所入場券をよくご確認ください。

【投票所変更箇所】

